

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 24
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

令和3年度分の感染防止補助金 申請はじまる（4月以降の経費が対象） 令和2年度分（2月28日締切分）の申請が 間に合わなかった医療機関向け （前回申請された医療機関は対象外です）

【4月以降の経費が対象】

厚生省は「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の制度を示しました。令和2年度分（2月28日締切）の申請に間に合わなかった医療機関が対象となります。

【補助金額】

診療・検査医療機関（仮称）：100万円（令和3年9月30日まで継続が要件）

無床診療所（医科・歯科）：25万円

病院・有床診療所（医科・歯科）：25万円 + 5万円 × 許可病床数

【対象となる経費の期間】

令和3年4月1日～令和3年9月30日

【対象経費】

令和2年度感染防止「補助金」と同様に人件費以外の幅広い経費が対象。

【申請書の提出期限】

令和3年9月30日（当日消印有効）まで。

【申請方法】

申請する経費支出が「①すべて終わっている場合」と、「②終わっていない場合」で方法が異なります。

「②終わっていない場合」では、事後に「事業実績報告」が必要となります。

【申請書類等】

厚生省ホームページ「『令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金』について」からダウンロードしてください。

☆詳しくは・・・明日以降お届けします「全国保団連新聞 4月25日号 3ページ目」をご覧ください。



[申請に関する問い合わせ]

厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター
電話：0120-336-933（平日 9:30～18:00）